

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 ぎふ清流文化プラザ管理運営費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局 文化創造課文化施設係 電話番号：058-272-1111 (内 2459)

E-mail： c11146@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 200,963 千円 (前年度予算額： 200,963 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一般 財源
前年度	200,963	0	0	1,625	2,621	0	1,979	0	194,738
要求額	200,963	0	0	1,625	1,595	0	1,979	0	195,764
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

ぎふ清流文化プラザ (以下「文化プラザ」) の管理運営について、業務実施のための専門性を有する団体等のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに、施設設備の維持管理に係る経費の節減等を図る。

(2) 事業内容

○指定管理期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日 (5年)

○指定管理者が行う業務

- ①施設の使用許可に関する事
- ②施設の維持管理に関する事
- ③県民文化の振興に資する公演当の企画及び実施に関する事
- ④利用者への便宜供与に関する事
- ⑤利用促進に関する事

- ・令和元年12月から運用されている県有施設利用予約システムは、施設予約機能に特化しているため、収納代行を指定管理者で個別契約している。

(3) 県負担・補助率の考え方

指定管理業務に係る総経費見込額を指定管理料として支払う。

(4) 類似事業の有無

有 岐阜県県民ふれあい会館など指定管理制度導入施設

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	997	駐車場課金機消耗品費
委託料	199,966	指定管理料、職員用駐車場運営費
合計	200,963	

※ 指定管理料は、原則、運転教育施設と文化施設及び共有部分をそれぞれの面積比（運転免許課：文化創造課＝52.73：47.27）で運転免許課と文化創造課で按分する。

例外的に、文化施設として必要な文化振興事業の企画・実施に係る費用、収納代行契約、メモリアルセンターとの連絡通路の維持管理費は文化創造課で要求する。

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 「清流の国ぎふ」創成総合戦略による位置づけ
- 3 地域にあふれる魅力と活力づくり
- ①「清流の国ぎふ」文化・芸術の創造・伝承

(2) 事業主体及びその妥当性

指定管理者制度を導入、業務実施のための専門性を有する団体等のノウハウを活用し、県民サービスの向上と経費削減を図る。

事業評価調書（県単独補助金除く）

- 新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、業務実施のための専門性を有する団体等のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%
①						%
②						%

○指標を設定することができない場合の理由

指標に関しては数値化が困難なため、専門家等により構成する評価員会議の意見を聴いて、管理状況についての評価を行っている。

公表ページ：

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyosei-kanri/shitei-kanri/11116/>

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 ○ぎふ清流文化プラザ指定管理者である「(公財)岐阜県教育文化財団」が実施する業務 <ol style="list-style-type: none"> 施設の使用の許可に関すること 施設の維持管理に関すること 利用者への便宜供与、利用促進に関すること 県との協定・仕様書に定められた事項を確実に実施しており、施設の利用促進に寄与することで、県民文化の振興に寄与した。
令和3年	令和5年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和4年	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	子ども・若者等の次世代や障がい者の育成は現在の社会情勢の要求でもあり、県の長期構想等に合致するものであるため、当該施設運営に県が関与する相当の必要性がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	外部の専門家等で構成する評価員会議において良好な評価をいただいている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	指定管理者制度のもとで効率的な運営を実施しており、指定管理料相当額は指定管理制度導入以前と比較すると17,971千円（R2単年度実績）削減されている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 再開のための必要最小限の改修は実施したものの、施設設備の経年劣化により、今後支障が生じることが予測されることから、中長期的な施設設備の修繕計画を作成し、計画的な修繕や設備の更新を実施していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図っていく。
--